

# 公田段銭と守護領国

田 沼 睦

## 一 はじめに

最近私は、守護の領国形成と国衙領の当時の領有形態との関係について述べたが、<sup>(1)</sup>守護領国という視角からすれば、それはあくまで限定された国衙領という一定地域についてであり、最終的な段階においても、国衙領の守護領化、および国衙諸郷保の現実の領主層との私的關係<sup>(2)</sup>守護被官關係形成への指向であつたと云える。当初分国内に、ほとんど存立基礎を持ち得なかつた新任守護にとつて、その基礎を形成する意味においてこれは、極めて重要な事柄ではあつた。しかし領国というからには、この外により一国的規模での分国關係を考えねばならない。これにはさまざまな要素が考えられようが、中でも特に、公田の把握と段銭徴収は、あらためて注目すべきことと思つている。<sup>(2)</sup>即ち守護は、幕府公権を背景にしつつ分国内公田の再編成と、守護段銭を実現することによつて、庄領、国衙領を問わず、本年貢とは別個に、独自の収取体系を形成し、この關係の中に、分国全域を包摂して行こうとしたのではないかと思われるのである。これが守護段階で完遂されなかつたのは云うまでも

ないだろうが、その指向性の中に戦国大名収取構造の素地としての姿が、少しでも具体的に求められれば、私としては十分過ぎるのである。<sup>(3)</sup>

## 二 鎌倉室町期の公田

平安・鎌倉初期の公田については、泉谷康夫氏の詳細な研究がある。<sup>(4)</sup>ここでは公田の概念内容を歴史的推移のうちにもみようとすると、<sup>(4)</sup>いだが、令制下以降の公田とは、庄園に対する公領を意味するものであつて、国司の徴税対象になる田地の総称であつた。しかし当面対象とする室町期の史料に散見する公田は、右と異なり以下のような二つの意味に用いられるようになっていた。

その一つは庄園史料にしばしばみられるものであり、庄園領主に把握され、その領有下にある庄田の総称である。一例として近衛家領丹波国宮田庄の場合を掲げておこう。

僧道恵書状

(端裏書)  
一申八月廿日到

井料田事、先日度々令申候之処、于今不落居候之上、参差事等承及候

之間(中略)所詮如元、可直通之旨、令申候哉、以新溝、可堀通由、御問答候云々、此条忽可減少宮、田、公田候、如此申承候之上者、非公田、不<sub>レ</sub>作<sub>レ</sub>之地候者、雖新儀候可随仰候之処、有限、公田之外、無可堀通之地候、凡難治事候歟、此上可有御計候哉、随御返事可存知候、恐々謹言  
(徳治三年)  
八月廿日 道恵

刑部卿阿闍梨御房 道恵<sup>(5)</sup> (傍点筆者注)

右の例にみるように、ここでの公田とは、宮田庄内現作田そのものであつた。

それは庄園領主権の侵透度の一つの基準になる下地検注によつて編成された田地であり、年貢・公事負担の対象となる田地すべてなのである。<sup>(6)</sup> 庄園領主的土地所有が、一つの側面において国家的土地所有の分散吸収の産物であるとすれば、庄園領主の所有下にある田地が公田という名称で呼ばれたのもうなずけることであらう。

もう一つの公田とは、室町期に多様な用途のために徴収された段銭の賦課基準となる太田文に記載された田地を意味したものであつた。一例をあげておこう。

官庁造営要脚大和国段銭事応永十四八九

敵密依可有造畢、所被付其足也、早召出国太田文、支配段別錢五疋、於公田除三社不謂三代御起請符之地、権門勢家之知行分等、相懸之加催促、今月中令究済、若有難渋之在所者、為召直彼料所、云領主名  
字、云土貢員數、載起請詞、可被注申矣、<sup>(7)</sup>

国太田文に記載された田地が公田と称されたものとするれば、これは鎌倉期における諸国太田文作成以来の概念であることは云うまでもない。従つて又、この公田とは、武家・寺社・公家領、或は国衙領のいずれをも限らず、それらすべてを含むものであり、云わば政治的に編成された田地であつたと云えよう。この太田文は、以来必要に応じて度々加筆補訂されていつたものと思われる。このことは、「丹後国諸庄郷保惣田數目録」が、長祿三(一四五八)年に書写作成された事実によつてはつきりとうかがうことが出来るのである。<sup>(8)</sup> この主体が守護を以てあり得ないことは云うまでもなからう。段銭賦課に伴う「召国太田文」との幕府事書が、常に守護に下されていることよりも確かめられるし、右の丹後国諸庄郷保惣田數目録の記載の中に「御料所」という註記がまざまみられるが、これは守護料所と考えられるのであつて内部的にもその徴証は明らかなのである。<sup>(9)</sup>

この事は、考えてみれば当然のことと云えよう。鎌倉期の太田文作成自体、幕府―守護系列のものが多かつたのであり、国衙作成の田文であつても、幕府による国衙機構の全体的把握の過程に、守護の掌握するところとなつていつたであらう。<sup>(10)</sup> 南北朝期以降は、守護による国衙機構の一般的掌握は、まま指摘されていることである。

かくて守護の太田文再編作成の可能性は十分に確実なのである。かつ段銭徴収権が、守護に賦与されていることを思えば、その基準となる太田文の掌握は、守護にとつて不可欠のことであつた。

しかしここまでのことでは、それらはあくまで室町幕府の国家的行事を遂行するための地方的体制以外のもではない。守護の分国支配にとつての一つの画期は、幕府公権を背景にしながらも、把握した太田文(公田地積)を独自の収取―段銭等国役徴収の基準と化することにある。これはしかし、或る時期に画期的になされたことではない。徐々に、なしくず的に自己の収取体系として組織していったものと考えられる。この事の実証は、多方面から追求されねばならないが、今はまず個別庄園を例証として検討することから初めようと思う。

### 三 守護段銭とその知行対象化

まず東寺領丹波国大山庄に対する段銭賦課の推移を具体的にみようと思うが、その前に当庄への段銭賦課が、先述の太田文記載員数としての公田と、どう関連しているかを検討しておこう。

大山庄における現存史料での公田の初出は永仁五(一二九七)年十二月の大山荘公田廿五町結解状においてである。<sup>(11)</sup>この公田は文書の性格からして当然庄田としての公田と考えられる。

丹波国太田文は未だ見出されず、作成の状態は知り得ないが、作成されたことは疑い得ないことである。

時代はぐつと下るが、享徳二(一四五三)年九月、役夫工米および要脚段銭合せて段別百文の配付が当庄に下された。この配付に「田数は太田文にあり」と明記されており、この当時も太田文記載にそつて、段銭

等の国役が賦課徴収されていたことがはつきりするのである。<sup>(12)</sup> 守護所の保管下にあつたこの丹波国太田文は、鎌倉期作成のものに、部分的補正を加えたものに相違なかるう。当庄の事実上慣例化した公田員数は廿五町であつた。<sup>(13)</sup>これは正に永仁二(一二九四)年における地頭中沢基員との下地中分によつて領家方となつた東寺領大山庄そのものであつた。<sup>(14)</sup>即ち当庄にあつては、段銭負担基準としての公田員数は、東寺によつて把握されていた領家方総田数そのものだつたのである。以下にみるような諸種の段銭・役夫工米等は、すべてこれを基準にして賦課されたのであつた。

康暦元(一三七九)年の神輿段銭、同二年の日吉段銭等に初まる大山庄への段銭、或は段米、役夫工米等の臨時課役の賦課は、幕府の段銭賦課政策そのまま多種多様であつた。しかしその間にあつて、東寺の積極的な忌避政策の反映として、幕府による免除御教書、京濟御教書も度重ねて出されている。<sup>(15)</sup>この単純とも思える現象は十分に考えてみる必要がある。というのは、まず第一に、この一国平均の役としての段銭以下の賦課は、あくまで土地所有の客体である本役・年貢とは別個の臨時付加税的性格をもつものであつたが、これが連年のこととなり、更に別の名目で二度も課けられることになると、庄園領主のみならず、農民にとつても重大な負担になるということ。第二には、この免除或は京濟御教書がなければ、大使(守護使)の入部譴責徴収が現実に行われることである。ではこの段銭免除は、私達が諸種の史料に接した時に受ける感覚

程、一般的に存したのだろうか。たしかに、現存庄園文書にはこの種の史料は数多い。しかしこのことは、段銭免除を普遍化することにはならないし、逆にかかる史料を有する領主の特殊性こそ考慮すべきであつて、一般の寺社・貴族等の庄園、或は国衙領更には武家領の多くは段銭賦課を受け、現実に徴収されたと考えるべきであらう。<sup>(16)</sup>特に余り注意されない武家領においても事情は全く同じであつたことは、次に引用する小早川氏の場合に徴して明らかなのである。

(A) 小早河掃部助申、安芸国沼田庄并一族中知行分造内裏料段銭事、可為京済之上者可被停止国催促之由候也、仍執達如件

文安元

八月廿三日

(布地) 貞基 (花押)

(飯尾為種) 永祥 (花押)

(B)

普広院殿様  
御判

元永亨也

安芸国都宇・竹原両庄地頭職、同国梨子羽郷南方地頭職付吉名村、同国

三津三浦地頭職并四条油小路屋地等事、小川竹原安芸太郎盛景当知

行云々、然早臨時課役段銭人夫以下諸公事所免除也、為守護使不入

地、可全領知之状如件

永享拾年九月廿九日<sup>(18)</sup>

(A)の段銭京済―国催促停止とは、正に寺社領庄園などにおいて典型的にみられる段銭京済政策であり、守護使の在地入部、譴責徴収に対する阻止を目的としたものであつたが、幕府の御家人的有力武士である小早川氏も、全く同じ状況下にあつて同じ動向を示していたことが確かめら

れよう。(B)の臨時課役段銭以下の諸公事免除と、守護使不入地たることの御判御教書案も、(A)と全く同性質の史実を表わすものである。

このように、寺社領、或は武家領を問わず、共通して云えることは、段銭以下が、賦課主体である幕府によつて免除されたり、京済にされたりするのは、有力寺社或は有力武家領においてであるということである。こうしたことが一般的に云えることすれば、次に述べる史実を背景にして考えた場合、かなり重大な推論を導き出せるように思う。

その事実とは守護段銭の成立である。<sup>(19)</sup>まず論述の都合上、東寺一円領大山庄についてこの事実を考察していこう。次表は当庄の段銭関係史料を整理したものである。

当庄にかけられた段銭は、数多い免除御教書にもかかわらず、かなり徴収されている。しかしながら、それは使用目的が、はつきりと明示されておらず、譴責・徴収行為を、守護―守護代―郡代(守護使)という機構で実行してはいても、それはあくまで幕府の政策遂行の一環として捉えられるものであつた。<sup>(20)</sup>この場合、予想される守護側の取得は、本段銭以外の付加的なものにとどまるものであり、又徴収額と納付額の差額が想定されるに過ぎない。<sup>(21)</sup>

ところが十五世紀半ば、文安年中以降になると、史料面でのかなりの変化がみられるようになる。その変化とは、段銭配付の名目が、使用目的を明示しなくなり、単に御要脚段銭として、一般的な表現が多くなることである。これと並行して、以前それぞれの場合に応じて不定であつ

年次	名目	段銭額	備考
曆応元(1338)	大嘗会段米		光明院免除
永和2(1376)	大嘗会米		御門融院、幕府免除
康暦元(1379)	神輿段銭	8貫750文	田数25町分皆納
〃 2(1380)	日吉段銭	10貫600文	守護役注文内
永徳2(1382)	御即位段銭 役夫工米		幕府免除
嘉慶2(1388)	(段銭)	15貫500文	外にサンフ目銭、使用途あり、散用状内
明德元(1390)	(段銭)	15貫500文	外に先フ目銭、両使分あり、守護役人夫目六内
応永3(1396)	(段銭)	14貫31文	散用状内
〃 12(1405)	醍醐并守護反銭		幕府免除
〃 14(1407)	官庁段銭	1貫500文	一井谷分納
〃 16(1409)	大山庄東寺領段銭		幕府の国催促停止
〃 18(1411)	内宮役夫工米段銭	3貫文	造宮使請取
〃 19(1412)	大嘗会段銭 官庁段銭		幕府の国催促停止
〃 21(1414)	御即位段銭	3貫600文	承盛請取(京濟カ)
〃 22(1415)	大嘗会段銭		段別50文宛配符守護方より一井谷沙汰人中に下る
〃	〃	15貫772文	外に一所銭、使料、はいふ料、使入時さうしあり
〃 23(1416)	仙洞段銭		幕府、守護代国催促停止。地下沙汰人、役夫工米公
〃 29(1422)	外官役夫工米 外官仮殿段銭		田25町分20貫文を沙汰する請文を大使に出す 東寺段銭京濟の請文を出す。国催促停止
正長元(1428)	篠村段銭 御即位段銭	9貫23文 1貫文	散用状内
永享3(1431)	篠村八幡宮造営段銭 役夫工米(段銭)	27石6斗余	各段別50文配符、守護方より一井谷沙汰人に下る 外宮役夫工米免除、篠村段銭は納む(散用状内)
〃 9(1437)	丹波国一宮段銭		幕府免除
〃 13(1441)	丹波長安寺造営段銭		幕府免除(守護代宛)
嘉吉2(1442)	大山庄段銭		国催促停止(守護代内藤弾正忠宛)
〃 3(1443)	熊野新宮段銭		幕府免除
文安元(1444)	反銭	12貫500文	外に一畝分あり、散用状内
〃	内裏段銭	3貫970文	20町内一井谷7町9反20代分
〃 3(1446)	一宮以下守護要脚兵 糧反銭		国催促停止、段銭皆済す
〃 4(1447)	御要脚段銭		守護代内藤之貞、郡代産田式部亟に沙汰を命ず
〃 5(1448)	御要脚段銭	20貫文	京濟、段銭奉行請取
宝徳元(1449)	御要脚段銭	20貫文	二宮景国、茨木宗安請取、田数20町分
〃 2(1450)	熊野新宮段銭		幕府免除
〃	御要脚段銭		催促停止
〃 3(1451)	御要脚段銭	20貫文	田数20町分
享徳元(1452)	御要脚段銭	20貫文	大井新右衛門尉実吉請取 田数20町分
〃 2(1453)	役夫工米并 御要脚段銭		反別百文 配符守護方より入る。京濟奉書
〃 3(1454)	御要脚段銭	10貫文	一井谷分仮請取
康正元(1455)	御要脚段銭	20貫文	田数20町分
〃 2(1456)	御要脚段銭	20貫文	田数20町分
長祿元(1457)	御所御造作段銭	10貫文	国催促停止
	国方御要脚段銭		国催促停止、京濟分
文明14(1483)			郡代産田式部より配符入る。公方段銭と御屋形要脚 段銭である
〃 15(1483)	(段銭)	25貫文	中沢元基20貫で請切代官となる 定国役公方国方段銭、代官として其の補を致す
〃 17(1485)		20貫文	本銭分段銭入目日記内
明応5(1496)	段銭	20貫文	中沢元基田数5町の川成申請を達すと東寺に報じ、 国濟の有利さを公文所に申す
永正元(1504)	段銭	36貫文	田数20町分、散用状内
〃 5(1508)			年貢送状内 進藤元広20貫文請切代官となる。定国役、公方国方 段銭は代官補を致す。但反銭は下行あるべし

(註) 上表はごく概略の段銭関係史料の整理であり、これが段銭賦課納入状況をそのまま示すものではない。傾向が知り得ればよいのである。

た段銭額が、本段銭廿貫文に固定し、しかも年一回と恒常化してくるのである。長祿元（一四五七）年十二月十四日、当時の大山庄代官岡経忠の書状によれば、段銭配付が来たが、その謂が記されていなかったため守護所に出向いて確かめたところ、公方段銭と御屋形要脚であつたことが判明したごとくである。<sup>(22)</sup>かくてこの十五世紀半ばには大山庄段銭は、公田廿町分御要脚段銭廿貫文と固定恒常化されたのである。<sup>(23)</sup>これらがすべて守護反銭とは即断し得ないかも知れないが、少なくとも使用目的の明示された以前の段銭と比較した場合、守護の主體的関与のあり方において質を異にするものと思われ、その多くが守護反銭そのものとなる可能性も多分にあると思われるのである。この推定が正しければ、大山庄という東寺領庄園は、守護側からは段銭廿貫文の地と意識され、又表現される可能性も十分に考えられるのである。

こうしたことが当庄に特殊的に存在したことではなく、守護段銭の成立もかえつて比較のおそく実現されたものと考えてよければ、一定地域の段銭取納が一種の給分となる可能性もかなり普遍的に存在したのではないかということも考えてもよさそうである。

松岡久人氏は、その論考「戦国期大内・毛利両氏の知行制の進展」の中で、守護大内氏が給人に対して宛行つた給地の中には、給人が年貢分とともに反銭をも取得するものと、反銭は大内氏に勤仕すべきものとの二つの給地が存在していたことを指摘されている。<sup>(24)</sup>この現象は、一定地域の段銭取納が恒常化され、年貢本役部分と遊離して大内氏の知行制の

中に組織されていたことを示すものと思われ、給人がそれを勤仕するか、取得するかは、その給地の歴史的背景とともに、大内氏との個別的關係によつて決定されたものと思われるのである。次にこうした段銭の知行対象化を表わすと思われる具体的事例をいくつか例示してみよう。<sup>(25)</sup>

[1]…当国所々知行分段銭等事、為給分所宛行之也、早任先例可致沙汰之状如件  
 文明十六年十二月十一日  
 山内新左衛門尉殿<sup>(26)</sup>  
 (山名政豊)  
 (花押)

[2]ゆつり渡所々事

一所 地毘庄本郷 一所 下原地頭領家 一所 信敷東西段銭  
 (以下中略)

以上拾壹ヶ所

右本領給分地也

文明十五年九月廿六日  
 豊通<sup>(山内)</sup>  
 (花押)<sup>(27)</sup>

幸松殿<sup>(直通)</sup>

[3]重永段銭事、小二郎かたへ替地可遣之由承候、心得申候、然間彼反銭其より可申付候、委細者二郎四郎可申候、恐々謹言  
 七月廿九日  
 俊豊<sup>(山名)</sup>  
 (花押)<sup>(28)</sup>

毛利治部少輔殿

[4]…在所安芸国山懸郡本新庄内<sup>門前五反</sup> 梶原五反<sup>合一町者</sup>、限永代所令寄進実也、仍令停止段銭畢、…(中略)…

文明二年庚十一月八日

西禪寺内  
報恩院侍者禪師

(マ) 藤元経<sup>(29)</sup>

[5] 安芸国新庄国近名内一段分錢五百文  
反別錢百文限永代売渡申所実正也(中略)：

文明五年卯月廿八日

元経(花押)<sup>(30)</sup>

福屋上へまいる人々申給へ

[6] 永代うりわたし申名田事

合公田五反 代四十貫文也

右の名田は、身の本領内かわきたの公文名也(中略)；但在所之反  
錢等は、公田五段やく也(中略)；仍為後日うりけんの状如件

寛正二年三月廿五日

(果田) 朝通(花押)<sup>(31)</sup>

[1] は当時の播磨守護山名政豊が、山内豊成に対し、同国内知行分の段  
錢を給分として宛行つたことを示している。このことは、本来的にはこ  
れら地域の段錢は山名氏の取得すべきものであつたことを示すとも  
に、これと表裏のことであるが、所領支配の内容の一つとして段錢收取  
が一般的に形成されており、これが本年貢と共に収奪の一形態として成  
立していること、守護はこれを知行対象とし、一定地域における部分的  
な知行制<sup>(32)</sup>を形成しつゝあつたと考えることも許されよう。

[2] は山内豊成の讓状であるが、本貫地、地頭領家職、半済地などと共  
に、これと並列的に備後国信敷東西の段錢が、讓与の対象となつてい  
る。十一ヶ所を数えるこれら山内氏の所領は「本領、給分地」と表現され  
ているが、信敷東西の段錢は、半済などと共に当然給分地に入るべきも

のである。これら給地の主格が守護山名氏であることは云うまでもある  
まい。信敷東方は、すでに南北朝期康暦二(一三八〇)年、山名時親に  
よつて山内氏に給分として充行われており、<sup>(33)</sup>ここ東方では、本年貢・段  
錢ともに山内氏の取得するところであつた。これは先の讓状中に「信敷  
東方一円」が別に記されていることによつて明瞭である。即ち信敷東方  
における山内氏の「所領」としての具体的内容は、本年貢および段錢の  
取得なのであつて、しかもそれぞれは、守護山名氏によつて別個に安堵  
宛行われたことが明らかになつたであらう。

一方信敷西方での收取系統は、次の山名政豊の書状によつて推察する  
ことが出来るのである。

山内新左衛門尉知行分信敷庄西方段錢事、毎々給人納所無皆済之由歎  
申候、既國中相懸儀候間、惣国段錢以行懸可致其沙汰之由、百姓等ニ  
堅可被申付候、恐々謹言

四月五日

政豊(花押)<sup>(34)</sup>

信敷庄給人中

即ち山内氏の知行下にあつた信敷西方段錢は、当庄諸給人の未納によ  
つて皆済されなかつたので、山名政豊はこれら諸給人に対し、百姓等に  
堅く申付て徵收し、山内氏に沙汰をするよう命じていたのである。信敷  
西方は、山名氏によつて諸給人に給地として宛行われていたこと、これ  
ら給人は、当然本年貢を取得していたと考えられること、しかも西方全  
域の段錢は、これら給人とは全く別個に山内氏に宛行われていたこと、

以上のようなことが推し量られるのである。山内氏にとつて、信敷西方の所領としての実体は、段銭取得のみを意味していたのである。しかも前引史料中に「即國中相懸儀候間、惣国段銭以行懸可致其沙汰之由」とあるように、惣国Ⅱ國中への段銭賦課の主体は、守護山名氏であつた。

一国全体への段銭賦課↓特定地域の段銭宛行という事実の反映であるこの史料も、[1]と同じく段銭賦課取取を媒介にした守護の部分的な知行制形成への指向と捉えられよう。領主権にまで立ち入つて国内所領を再編成し、それを自己の知行制として組織する条件のなかつた守護にとつては、領主権、所領構造を全くそのままの形で認めつつ、幕府公権を背景に賦課徴収にあたつていたという歴史的根拠をもつ段銭を、自己の知行対象として編成することは或る意味では比較的容易であつたと思われるのである。

[3]は重永段銭が、替地として扱われていることを示しており、この地域の段銭取取がやはり所領としての意味をもつていたことを示している。

[4]は吉川元経の寄進状であるが、西禅寺報恩院へ寄進された田地一町について「仍令停止段銭畢」とあるのに注目したい。永代寄進仍段銭停止ということからは次の二つの事が考えられる。元経の寄進した内容が、田地一町の段銭取得権そのものであつたのか、或は仏寺への寄進によつて付随的に段銭が免除されたかのいずれかであろう。どちらにしてもこの地の領主は、一定額の段銭を取得し得る立場にあつたことは確か

なのである。これも段銭の知行対象化、所領化を表していることは確かであろう。

[5]は吉川元経の田地沽却状であるが、売却の対象となつたのは、近国名内一反の分銭五百文と反別銭百文であつた。段銭の恒常的取取とその知行対象化という上部の取取構造は、田地そのものに、分銭本年貢の外に反別銭（百文）という新たな負担を成立させていたのである。<sup>35)</sup>

[6]は公田五段の売券であるが、ここでも在所の反銭は、公田五段役とはつきり明示されている。

以上いくつかの史料を検討してきたことによつて、かなり大胆ではあるが、およそ次のようなことが云えるのではないかと思う。

造寺社、造内裏修理、造御所修理、大嘗会等段銭の賦課は、正に幕府政策の一環として、諸国庄公に課せられた一国平均の役であるが、それは原則として諸国太田文に記載されていた公田員数を基準にして賦課されたものであつた。当初臨時付加税的性格をもつていたこの段銭は、慣習化した徴取権の行使を背景に、独自に段銭賦課徴収を実現するに至つた守護によつて、十五世紀後半以降、恒常的に固定化されるに至つた。かかる段階に至れば、庄公を問わず、貴族・寺社・武家領を問わず、所領はすべて、守護にとつては一定額の段銭取得地と認識される可能性がでてくる。それはあくまでも可能性であつて現実にそうなつたとは云えなからうが、前に例示したように、かなり普遍的に存する史実であつたと思われるのである。

国人所領の領主権は云わずもがな、庄園領主権も否定しきることの出  
来なかつた守護にとつて、段銭徴収権を公権によつて与えられていたこ  
とは僥倖であつた。この基準となる国太田文の掌握とともに、独自の段  
銭を惣国に課し、これを自己の経済的な基盤にするとともに、固定恒常  
化させた特定所領の段銭を知行対象として給人に宛行い、これを媒介と  
して一種の部分的知行制を指向していつたのであつた。

こうしたことが云えらるれば、次に問題となるのは所領と公田との  
関係であり、一般的には守護の公田編成の在り方である。以下いくつか  
の具体的事例からこれを眺めていこう。

#### 四 守護の公田再編と領国政策

本年貢とは別個に段銭収取が恒常的定量的に成立し、守護の収取体系  
が実現されることは、個々の所領にとつては正に二重の収取が体系的に  
形成されたことになる。所領の段銭を宛行われない場合の領主にとつて  
も、所領内の農民にとつてもこの加徴収奪の排除は重要な課題となる。  
大山庄々民が、段銭・守護役の負担を本年貢未進へ肩換えしているの  
は、庄園領主を上級領主とする農民斗争の一般的姿を表わしているよう  
し、庄園の請代官が守護役以下の忌避を請文条項に加えているのも、<sup>(36)</sup>又  
武家・寺社本所を問わず公田地積の減少を企てるのも同じ動向の表われ  
と考えられよう。

一方、前項で述べたように守護にとつては、段銭の自己の収取への体

系化は、その経済的基礎の獲得にとどまるだけでなく、これを一種の知  
行制下に組織することもあつた。先に検討したように一定地域の段銭  
取得権を給分として宛行う現象がしばしばみられるのは、このことの明  
瞭な表われであつた。<sup>(37)</sup>これは国人領主層の領主支配権の現実を全くその  
ままに容認するのは勿論のこと、庄園領主権をも決して否定するもので  
はなかつたが、それ故にこそ段銭取得を媒介とした一種の知行制のよう  
なものを比較的抵抗なく成立させ得たのであつた。

ここで問題になつてくるのは、段銭が賦課される基準としての公田地  
積である。所領のすべてがこの賦課対象になつたのだろうか。<sup>(38)</sup>これは当  
然、守護の分国内所領の把握政策とも連なることである。段銭等国役賦  
課基準としての太田文の再編についてはすでに触れたが、丹後国太田文  
の作成にみるように、守護による一国的再編は一四五〇年代以降にも行  
われたことは確かである。次にこうした視角からいくつか個別  
的な史料を検討してみよう。

##### 石見守護山名氏利書下

石見国益田越中入道知行分所々公田数事、佰肆拾陸町参反参百歩内、  
近年依為河成、令減少之由申之間、所免除肆拾陸町参反参百歩也、仍  
相殘可有勤仕百町分諸役之状如件

応永九年六月十一日

益田越中入道(兼世)

(山名氏利)  
左京亮

右は、石見守護山名氏利が、独自の権限で石見国有力国人益田兼世知

行分の公田四十六町余の、川成の理由による減少を認めたまものである。

諸役は残百町分に対して課せられることになった。この諸役とは幕府関係への公事負担なども当然考えられるが、段銭賦課も公田百町分に対してなされることは云うまでもあるまい。すでに十五世紀初頭には、このように個別的な公田の再編が、守護により実施されていたことは注意を要しよう。公田段銭の徴収権が、守護に存する故のことであろうが、それにもかかわらず公田地積の承認を守護の権限で行っている事実は守護の分国内での存在を考える場合には見逃せないことであろう。

次に尾張国妙興寺領の場合についてみてみよう。妙興寺領中嶋郡内散在田地に対する公田段銭の賦課は、正長頃より公田四十町分段銭要脚二十貫文と固定化される傾向にあつた。<sup>(40)</sup>先に丹波国大山庄でみたのと同様の傾向を認めることが出来るのである。次の史料は、公田地積に対する幕府、守護、妙興寺のかかわり方を示す意味で興味深いものである。

室町幕府奉行人連署奉書

<sup>(奏題)</sup>  
「妙興寺領公田十町支証」

<sup>(端裏書)</sup>  
「公田十丁証状」

妙興寺領尾州散在田地公田事、先可請取分爲拾町之処、被申懸過分云々、巨細何事哉、太不可然、不日可被止其責由候也、仍執達如件

永享十一

十二月 日

<sup>(飯尾)</sup> 貞連 (花押)  
<sup>(斎藤)</sup> 潤基 (花押)<sup>(41)</sup>

兩使御中

右は守護(守護代)によつて公田四十町分廿貫分の段銭を恒常的に収

取されていた妙興寺の訴えによつて出された幕府奉行人の奉書であるが、妙興寺領としての中嶋郡散在田地の公田は、往古十町分であつたことがわかる。守護(代)はこれを公田四十町として段銭以下を課していたのであつた。守護の公田段銭増徴政策を最も端的に示す史実である。宝徳元年(一四四九)にも妙興寺雜掌より、守護の段銭過分徴収に対する訴状が幕府に提出されており、この永享十一(一四三九)年の奉行人奉書にもかかわらず、尾張守護代織田氏は、依然として妙興寺領公田を四十町分として捉え、これに段銭を課していたことが判明するのである。更に下つて応仁元年(一四六七)にも、妙興寺は御成御要脚段銭廿貫文を負担している。<sup>(43)</sup>妙興寺領公田は、かつての十町より四十町と四倍に捉えられ、それに応じた段銭徴収が慣例化していつたことが窺われるのである。<sup>(44)</sup>即ち公田地積がどれだけになるかは、編成主体である守護(代)と領主の個別具体的な力関係に因することが推量され、ここに守護領国段階の特徴が明瞭に描かれていると思われるのである。

こうしたことは次の史料の示す事実によつても一層明瞭となる。

就御領段銭事、被御心得被下候様、以注文申候、此趣急度預御披露、

一途御返事承可申付候、即田数五町川成申達候事、末代寺家江之奉公にて候、我等本知行など之儀をも難申候へ共、涯分致粉骨候、高頭五分一減候間、国済之時者、過分之可為御利潤候…(中略)…

文明十七乙

十月十八日

<sup>(中込)</sup> 元基 (花押)<sup>(45)</sup>

右は、大山庄の請切代官中沢元基が東寺奉行所に差出した書状であるが、段銭賦課の対象となる田数<sub>46</sub>公田地積について「田数五町川成申達候」と守護に川成五町を承認させたことを報じ、これを「末代寺家江之奉公にて候」と自己の功績として主張しているのである。<sub>47</sub>確かに段銭負担田数<sub>48</sub>公田員数の減少は、請切代官中沢氏にとつても、又庄園領主東寺にとつても望ましいことであつたに違いない。

以上いくつか掲げた例からも、公田編成の主体が守護(代)であり、かつ公田地積の決定は、守護(代)対領主(庄園領主・国人領主を問はず)の個別具体的な力関係によるらしいことが窺われたであろう。

ではこうした公田編成<sub>49</sub>所領の把握(あくまでも現実の承認という限界を出るものではない)を中心とする守護の領国政策は、右に述べたように、個別的にのみ行われたのだろうか。先に丹後国諸庄郷保惣田数目録が、長祿三年に書写作成されたことをみたが、この事実そのものが、領国的規模での公田編成が、どのような形であるにせよ守護によつて実施されたことを表わすものと云えよう。又守護が新任分国へ入部する場合、国人一揆との対抗はしばしば起ることであるが、一方彼等国人層の当知行分の確認安堵も実施しているのである。こうした守護の領国把握政策をかなり具体的に描きだしているのは、嘉吉の変後、旧赤松領国播磨で実施された山名氏の政策である。

嘉吉の変で功多大であつた山名持豊は、変後播磨守護職に補されたが、美囊・明石等の東部三郡は一旦幕府料所となり、一族でありながら

幕府軍として赤松満祐攻めに加わつた赤松満政に預置かれた。<sub>48</sub>惣国守護山名持豊は、執拗にこれを強望し、文安元(一四四四)年、ついにこれを入手したのである。この事件は、幕府料所の守護による押妨とも捉えられることであつて、正に嘉吉の変以後における幕府権力の凋落を示す事件であつた。犯科人跡の闕所<sub>49</sub>幕府料所(代官赤松満政)<sub>50</sub>守護による強望<sub>51</sub>料所の否定と守護の支配下へという現実の経過が、ここ播磨東部三郡においてはつきりと示されたのである。

希望どおり東部三郡守護職を獲得した山名持豊は、この年三月、早くも但馬国豪族であり、南北朝期より山名氏の直臣として活躍していた山名四天王の一人、垣屋越前守を使節代表として入部させ、郡郷の散合と号して八ヶ条の事書を下し、三郡の初注を実施しているのである。この八ヶ条事書は、守護の領国支配方針を示す希な史料なので、やや長くなるが全文を引用しておこう。

銘云今度郡散合事書案文

条々

- 一、寺社本所領田数土貢諸色事、公用員数事、長夫立婦事、本所直務実
- 否事、先方之時者雖為守護請之地、播州之時ニ成而、本所直務ニ成歟
- 否事、又先方時本所雖為直務、守護請ニ成哉否事、尋究可有注進事
- 一、寺庵神講田寄進証状実否尋究可注進事、
- 一、在々所々、先方奉行人所持名主職事、当參不申、地下平民ニ混て其職知行事、尋究闕所ニ可被入事

一、就當知行、可被尋次第、今度刻播州より始而被相計給分在所お、當  
參申て、号本給令答、地下差出等仕跡事、能々尋究可有注進事

一、於闕所在所、田数土貢、長夫立婦夫事、尋究地下人、差出起請文相  
副可答事

一、於闕所名田者、地頭本所本役已下条々、有限名主徳分土貢お、可被  
注進事

一、於闕所地、雜酌已下色々小公事物可注事  
一、當知行分注物以下小公事物、可有同注進事

以上

文安元年三月廿二日

右の内容に触れる前に、この山名氏の三郡政策が、「散合」と称されて  
いたことに注目したい。散合とは、文字通り散らし合せるということ  
であつて、これら東部三郡の状況を再編成しようとした山名氏の意図を  
最も的確に表現している言葉であると思われる。

山名氏の領国再編把握の基本的方針は、右の八ヶ条事書によつてあら  
ましが確認されよう。

まず第一に寺社本所領政策が掲げられている。田数、土貢、諸色物、  
公用員数、長夫立婦夫等庄園内部の諸取の確認、本所直務の実否調査  
である。土貢、諸色物と公用員数が別個に調査されているのは、代官請  
の一般的成立を推量させることであるが、この庄園年貢の総量と、本所  
進納分を共に把握しようとした山名氏の意図は、この項後半の守護請と

の関係で考えるべきであろう。直務実否の調査に際しては、本所直務と  
守護請が対置されている。ここには当時の直務の性格がうかがえよう。

即ち直務とは、単に守護請でないことを意味しており、本所による直接  
的庄務権の行使による庄園支配形態を示してはいないのである。<sup>49)</sup>かかる  
直務と守護請の期を、「先方之時」（赤松満祐の守護時代、即ち嘉吉の変以前）、  
「播州之時」（赤松満政代官時代、即ち変後から山名氏の守護職獲得まで）と対  
置しつつ確認しようとしているが、いずれも守護請地の拡大政策と捉え  
られるものである。

第二は、闕所地増加政策である。これは闕所地にする条件と、その闕  
所地の細部にまでわたる諸関係の把握という二つの要素を含んでいる。

まず闕所化する具体的事例としては、先守護赤松満祐の奉行人が、守護  
所に当参せず、地下の平民に混つて知行している名主職、および三郡代  
官赤松満政支配下において、新たに与えられた給分地を、守護所に当参  
して本給と称して差出した場合があげられている。いずれも赤松支配下  
の知行の否定と捉えられよう。これら闕所所領については、田数、土貢、  
長夫立婦夫等を地下人に尋究し、起請文を副えて差出させようとしてお  
り、闕所名田については、地頭本所本役、名主得分を捉えようとしてい  
る。更に雑酌以下の色々小公事物も合せて確認しようとした。闕所地の  
増加政策と、その地の領有関係の具体的把握は、これらを自己の知行下  
に組み入れて被官に給分として与え、領国内に基盤を作つて行こうとす  
る新任守護にとつて必要欠くべからざる施策であつたことは今更云うま

でもないが、闕所化の条件を独自に明確に打出し、その地の田数土貢以下を、地下人の起請文をも要求して確実に把握しようとした積極的意図は、十分に評価されてよいと思う。

第三は、恐らく国人領主層を対象にしたと思われる知行分の確認政策である。守護の領国経営の帰趨を決める最も重要なポイントは、この国人領主との関係であるが、ここでの守護山名氏は、彼等国人層の知行分を、注物以下小公事物記載のうえ、注進させている。国人領主層も、守護使の在所に当参し、知行注文を差出しその安堵を求めている。

その注文内容は、全く国人達の恣意によつたものであつたらうし、守護側もそれ以上の要求が不可能なことは承知してははずである。しかしこれによつて、最小限寺社本所領の田数・土貢員数とともに、国人領主層の知行分所領の確認はできたであらうし、一国的規模での所領の領有現状を一応把握し得ることになるであらう。

右にみたように、三郡散合事書に示された山名氏の領国把握政策は、国内における領有状況の実体把握と、その独自の再編が眼目であつた。くり返すことになるが、寺社本所領の田数以下とその直務実否の確認、国人領主層の知行分の把握、闕所可能地(所職)とその実体把握等が、三郡守護職獲得に際し、散合と号して初注を実施した山名氏の基本的態度だつたのである。

これらの諸方針が、「不可依文書之理非也、只可依当知行之有無歟、是山名方之法式云々、希代之事也」と、権大納言万里小路時房に云わせ

たように<sup>(50)</sup>、現実の諸権利、領有事実の承認を基調とする限り、所領を独自の権力のもとに編成変換することを最初から放棄しているにしても、明らかに本所勢力にとつては一大打撃であつたらうし、国人領主層にとつては、有利な抛り所になるものであつた。このように闕所地以外の領主権が何ら侵害されないという限界は、戦国大名の政策と質的に異なるとは云え、これらに守護領国展開期の具体的姿として、一定の評価を与えることは、許されると思う。

では右の事書に示された方針は現実に実施されたのだろうか、これを確かめない限り事書内容の評価は半減するであらう。そこで一例として、万里小路家領播磨国美囊郡吉川上庄の場合を検討しておこう。<sup>(51)</sup>

三郡初注の散合事書が出された一ヶ月後に、早くも守護使は吉川上庄に入部してきた。地下ではこの守護使の厨雑事、使料等を地頭・領家方折半で負担し、又守護使上洛のための人夫役も徴収された。地頭藤田氏は、法光寺で守護使に謁し、地頭方知行分の注文を指出し、更に本所万里小路家使者の downward がおくれたのを理由に、領家方田数土貢員数の注文をも提出した。この領家方注文には入念に、領家方名主二人の署判を加えている。この地頭藤田氏の作成になる領家方注文には、領家方内に地頭分半済があることなどが記されており、本所万里小路家にとつては極めて不利な注文であつた。しかしながら在地に沙汰人も存しない万里小路家の代官支配と、注文作成に在地の名主二人の合判をとり得る地頭藤田氏の、在地支配の差は決定的であつたらう。しかも地頭藤田氏の主張が、

「文書の理非によらない当知行の有無」によつて領有關係を把握しようとした山名方式を背景とする限り、後に文書の理非によつた正当な領家方田数土貢員数の注文を、家司二人の連判のうえに作成して対抗した万里小路家側の敗北は目にみえていた。唯一の対抗方法は、地頭藤田氏と実力で対抗し得る代官の登用である。時房は五月早々吉川上庄領家方五ヶ村代官職に齋藤丹後入道良英を補任した。<sup>52)</sup>ここに良英は、三郡散合惣使垣屋越前守の被官であつた。この代官補任と平行して、時房は守護使垣屋越前守、美囊郡守護代入沢氏に働きかけ、更に在地の名主百姓等には、本所の代官支配に従うよう命じている。<sup>53)</sup>

こうして守護への指出注文によつて惹起された地頭对本所の争論は、以後全支証文書を提示して領家方内における半済の不当性を主張する万里小路家（代官齋藤）と、当知行を抛り所とする地頭藤田氏の争論として展開するが、残念ながら結果は不明である。ただこの四年後、文安四（一四四七）年にも、吉川上庄代官は齋藤氏であつたことは確認できる。<sup>54)</sup>この事實は、山名氏の郡散合実施の一つの結果が、本所領の中に守護勢力（被官）を代官として入部させていくのに役立ったことをはつきり物語つていと云えよう。

右に述べたとおり、事書に示された山名氏の領国把握政策は、かなり着実に、文字通り実行されたと考えて良いと思う。これらが、嘉吉の変の張本赤松満祐の本質的領国故の全くの特殊性であるというは、かえつて正鵠を得ないことになると思う。

このような当知行状況の把握を中心とする領国政策が、前に述べた段銭賦課基準としての公田再編と無關係ではあり得ないだろう。勿論、かかる政策が段銭賦課基準把握のためのみとは考えていない。ただ一つの結果として、それと結びつくだろうことは許されてよい推量であろう。

## 五 おわりに

以上はなほだ粗雑な文章を続けてきた。必要ないかもしれないが一応要約しておこう。

まず室町期における一国平均の役の代表的存在である公田への段銭賦課徴収の時代的推移の中に守護段銭の成立を考えてみた。これは守護の経済的基盤にとどまるのみではなかつた。守護はこの段銭を、本役年貢とは全く別個に知行の対象とすることによつて、それぞれの領主層の領主権、領有關係をそのまま承認しながらも、段銭知行制とも云える一種の知行制を指向し得たのではないかと考えてみた。この背景として、守護の領国把握の一つの姿を、嘉吉の変後における山名氏の播磨東部三郡守護職獲得期を例証として述べたつもりである。

最近村田修三氏、藤木久志氏等が説かれているように、戦国大名知行制が守護領国段階の一定の成果をそれなりに吸収することなしには形成されなかつたとすれば、段銭取得は大名、本役年貢は家臣・給人という戦国期收取構造の素地は、形の上では守護領国段階に求められるように思われるのである。

しかしながら守護段銭の賦課範囲は、それが一国的なのか局地的なのかを含めて依然として未解決に終っている。指向性としては領国全域に及ぶとは云い得ても、現実はどうだったかは、特定地域を素材にしなかつたという方法上の制約もあつて一切触れ得なかつた。更に守護段銭実現の根拠も、莫然と幕府公権を背景にしての慣習化とか、幕権失墜による守護の独自化というありふれたことしか述べ得なかつた。これらは、守護段銭の成立が、生産者農民に如何なる動向を惹起させ、村落支配者としての在地の領主層に如何なる対応を起させたかなどをからませる層掘り下げの必要がある。

なお直接小論の一課題であつた所領と公田の関係も、幕府、守護、庄園領主、国人領主等の諸権力のかかわり方の推移の内に、より全体的に見定めなければならなかつたのであるが、これらはすべて別の機会に譲りたいと思う。(一九六五年七月末日脱稿)

#### 補註

- (1) 「国衙領の領有形態と守護領国」(日本史研究80号掲載予定)なお守護領国形成に国衙領が相当重要な役割を担つたことについては、すでに羽下徳彦氏「越後に於る守護領国の形成」(史学雑誌68の8)、黒川直則氏「守護領国制と荘園体制」(日本史研究57)、杉山博氏「守護領国制の展開」(岩波講座『日本歴史』中世(3)所収)等に触れられている。
- (2) 藤木久志氏は、戦国大名の取捨体系確立の前提として、守護大名の取捨体系に占める段銭の地位についての正当な評価と究明の必要性を説いておられる。「同氏「大名領国の経済構造」(『日本経済史大系2中世』所収)。  
なお拙稿の表題にある公田段銭という用語も、藤木氏の用例を使わせてもらった。

(3) かゝる視点については、藤木氏前掲論文の他に、村田修三氏「戦国大名毛利氏の権力構造」(日本史研究73)、やゝ視角を異にするが松岡久人氏「戦国期大内・毛利両氏の知行制の進展」(史学研究82)等に触れられている。特に村田氏は、戦国大名の特質を最も鮮明に表わすとする貫高制の起点を、守護の段銭賦課原理の中に求めている。戦国期については全く未知な私のこゝでの眼目は、守護段階の検討を一步も出るものではない。

(4) 同氏「公田について」(史林43の4)

(5) 前半「可減少宮田公田候」以前)は教王護国寺文書二一六号、後半は東寺百合之書や一下、本文書は、徳治三年の大山庄、宮田庄間の用水争論事件の一連のものである。

(6) かゝる庄田としての公田は、一般に鎌倉初中期、南北朝期に固定化される傾向にあつたが、これによつて庄園領主は、一定の年貢・公事の収納を維持することになるが、又それは領主権の膠着を示すことでもあつた。

(7) 東大寺文書第四回の四五。幕府段銭事書の最も一般的な事例である。

(8) 改史籍集覧第廿七冊。なお黒川直則氏は、前掲日本史研究57号論文、および「室町後期の領主制について」(日本史研究68)で、この史料について触れられている。

(9) この田数惣目録の全体的分析はこゝでは行い得ないが、書写補定が、正に段銭徴収を重要な目的となされたことは、記載様式によつて推量されるのである。本文書は、郷保庄名・面積の下に領主を記したものであるが、その外の注記は、川成等による地積の減少、不知行の記載、および段銭状況である。川成、不知行も当然段銭徴収と関係あるし、段銭状況については、例えば  
余戸里六拾町八反式百九歩

十八町分 享徳元年新宮園分寺段銭致沙汰之  
此外公方御免之由申之 のごとくである。

(10) 諸国太田文については、石井進氏が「鎌倉幕府と律令制度地方行政機関との関係―諸国太田文の作成を中心として―」(史学雑誌66の11)において優れた総合的考察を加えられている。

(11) 東寺百合文書(マ二十一―三十八)

(12) 同 右(に二十七、三十上) 大山庄役夫工米段銭配符

(13) 南北朝—室町初期の段銭等配符に、公田廿五町、或は田数廿五町とある。

又「武拾町分致其沙汰処、今五町分有沙汰之旨及催促云々」(東寺百合文書ノ九十七享徳二年十一月七日室町幕府奉行人奉書案)とあつて、国役負担単位としての公田は廿五町であつたことが判る。更に「大山庄公田五十二町内、廿七丁は地頭中沢方知行、廿五丁は領家東寺御知行也」(東寺百合文書に五十下—五十二上)とあつて一層確かなる。しかし年未詳の官序段銭事起請文案には「大山庄之内領家方東寺領公田事、大田文之面四十町五反之由被仰出候、雖預御催促候、廿五町之外、一步十代にても不可有」とあるのは、後第四節で述べるような、守護による公田地積増加方針の反映であろう。

(14) 永仁三年三月、地頭中沢基員による領家方への分田(下地中分)によつて、大山庄領家方となつたのは田地廿五町、畠五町および山林若干であつた(東寺百合文書マ二十一—三十八)。

(15) 拙稿「寺社一円所領における守護領国の展開」(歴史評論108)

(16) 段銭等一國平均の役の賦課免除権を幕府が掌握していることの評価については、桑山浩然氏が説かれておるように「同氏」「室町幕府経済の構造」『日本経済史大系2中世』所収)守護の將軍権力への求心性、即ち幕府—守護体制のきずなとして機能を重視すべきであろうが、ここでは、免除権の幕府による掌握は、事実上の免除が、極めて限定されるのではないかと、ということを強調したい。有力寺社、幕府と特殊な関係にある寺社、或は幕府の御家人的有力武家などが、免除や京済の対象となつたのではないかと思つている。

(17) 小早川文書二の九一

(18) 同 右 二の三四五

(19) ここで守護反銭と云つたのは、あくまで守護の独自の収取となる反銭を意味し、黒川直則氏の云われるごとく守護の徴収権下にあるものを指すのではない(同氏日本史研究57号論文)。

(20) もつとも、桑山浩然氏が指摘されておるように(同氏前掲論文)、これら

の段銭が、その名目どおり使用されたかどうかは一概に云えないであろうし、幕府財政をうるおす何ものかであつたと考えた方がよいと思う。しかし守護は、少なくとも本段銭部分へは原則的に介入し得なかつたであろう。(21) 本反銭は原則として、公田地積に反別銭をかけたものであるが、その外に、「所銭」などという賦課が附随し(大山庄の場合は「貫文」史料、配符料などと共に守護側に徴収されている。又個々の地域の収納額と国單位にまとめられた反銭総額との差額は考へてもよいかも知れない。

(22) 東寺百合文書(に三十下—三十五)。

(23) 守護反銭の固定恒常化については、藤木氏(前掲論文)、村田氏(前掲論文)共に指摘されており、ほど応仁期以前と考へておられる。当庄においては本文表示によつてもわかるとおり、ほど文安期以降である。この初期には幕府段銭への予備的徴収という意味もあつたかもしれないが、次の段階は、幕府権力の失墜、賦課範囲の縮小化を背景に完全に守護段銭(定国役)となるのではないかと思う。なお公田地積については、廿五町であつたのが、要脚段銭廿貫文となる時期には廿町になつている(反別百文)。段銭徴収額が先行したのか、或は、地頭による五町田押領という事実上の田地減少の故かであろう。

(24) 史学研究82号。

(25) 次に引用する諸例はすべて大日本古文書の武家文書の内にある。これは偶然というよりは、かゝる史料が他に見出せなかつたことによる。事実として守護が段銭を宛行する場合の對象は、彼等有力武家が多かつたものと思う。こう考へてよければ、この史料の偏在はむしろ当然のことと云えよう。有力寺社の場合などは、その寺領段銭が修造料等に寄進されることはあつたであろう。

村田修三氏は、前掲論文において、この守護による反銭宛行の事実を指摘し、「守護は知行対象地の在地把握が不十分な場合は、反銭をもつて給与したのである」と述べられている。よく理解できないが、私は本論で述べるように、守護が段銭収取を一応体系的に知行対象化し得たことを重要視すべきと思うし、同一地域の段銭と所領が別個に宛行われていることよりして

把握不十分の在地だけが段銭宛行の対象になったとは思えないのである。

- (26) 山内首藤文書一三五 山名政豊判物
- (27) 同 右 一八二 山内豊通豊通成讓与本領給分日記
- (28) 毛利家文書之一 一八二 山名俊豊書状
- (29) 吉川家文書別集一〇 なお同書七 吉川経信諸役免除状も参照。
- (30) 同 右 一二 吉川元経田地売券
- (31) 山内首藤文書五〇七 泉田朝通名田売券
- (32) 部分的な知行制と云つたのは深い意味があるわけではなく、段銭取得のみを内容とする一定の給地を媒介にした守護と給人の関係が形成される(仮りに既存の關係の補足的意味を持つにすぎないにしても)可能性があったことを表現したに過ぎない。段銭取得が、本文で述べつゝあるように、守護の収取体系にかなり一般的に編成されたとしても、その部分のみを媒介にした給主—給人關係を知行制と云つてよいかどうかは疑問のあるところではあろう。たゞ本年貢と段銭という二重の収取系列が形成され、前者は本来的な収取であるから領主によつて個別的であるが、後者は一定額の付加的収奪から転化したものであり、これを一応統一的に守護体制が把握したとすれば、この給付關係を知行制といつても、そう突飛ではないと思う。
- なお本史料に即して云えば、播磨国内の知行地そのものは、この前年(文明十五年)、段銭宛行とは別個に、同じく山名政豊によつて山内直通に宛行安堵されていることをつけ加えておこう(山内首藤文書一八六)。
- (33) 山内首藤文書五四二 山名時熙判物
- (34) 同 右 一四五 山名政豊書状
- (35) この在地深く根ざした反別銭が、守護反銭の在地的展開であるとするれば、ほと一般的であつた段別百文のそのまゝの定着である(幕府反銭は多く反別五十文であつた)。たゞこれが後の貫高制収取の基本的部分である「反別」とどう結びつくかは何とも云えない。少なくとも、「反別」は、本史料の本銭部分の吸収なくしては成立しないように思う。
- (36) 守護役忌避の請文条項の評価については、黒川直則氏前掲日本史研57号

論文。氏は備中国新見庄の場合、段銭・守護役關係の史料がほとんどないことより、請代官が守護被官の場合(新見庄の場合は安富氏)は、これらの賦課が避けられたとされた。ここに守護領国展開そのものゝ内に守護對国人領主層の對立的要素を求めた卓見であるが、請切代官の場合、原則的には守護役以下も代官計会となるのであり、史料的不存在が、そのまゝ課役拒否と等置し得ないことも考慮する必要がある。

- (37) 先に引用した史料の外、山内首藤文書一一九、一二一、一三五号などかかる段銭の知行対象化の事例としてあげることができる。
- (38) 先に大山庄でみたように、庄園領主の把握下にある全庄田が公田として掌握される場合もあつたが、これは決して普遍化し得るものではない。藤木久志氏の例示された越後国刈羽郡善照寺領の場合は、寺領二町余の内五反余が公田であつた(同氏前掲論文)。吉川、小早川氏等の場合、段銭負担地として現われる公田が所領の一部であることは明瞭である。
- (39) 益田家什書九
- (40) 妙興寺文書三四〇、三四四、三四五、四〇五等によつて一四四〇〜一六〇年代における公田地積四十町、段銭要脚廿貫文という状況が知られる。
- (41) 妙興寺文書三五六
- (42) 同 右 三八一 妙興寺雜掌申状
- (43) 同 右 四〇五 御成御要脚段銭請取状
- (44) しかし文明年間以降になると、公田十町分段銭十貫文となる(反別五十文→百文)。これは恐らく乱中の押領等で事実上の妙興寺支配下の田地が増少したことの結果であつて、單純に旧に復したとみるべきではない。例えば、段銭以下の賦課主体である守護(現実には守護代織田)が妙興寺に對し「当寺領所々不知行之上者、一乱中段銭事、公物以貳百足之分、毎度可被致沙汰候」と遺状しているように(妙興寺文書四一〇)、当時この地域においては、段銭額の決定をも守護(代)が行つていたことをみれば、このことは明らかであらう。
- (45) 東寺百合文書に(五十二下—五十五)。なお本史料については、大山喬平氏の御教示をいただいた。

- (46) 中沢元基は、文明十四年より文龜三年頃まで大山庄領家方請切代官であった。
- (47) すでに述べたように、この文明十七年以前、大山庄公田は廿町分として把握されていたのであり、中沢元基の主張のごとく、この時期に初めてそうなつたのではない。しかし、事實はそうであつても、中沢氏の主張の意味することは変りないであらう。
- (48) 建内記嘉吉元年十月十三日条等、なを以下本論で述べる史実は、多く建内記によつている。嘉吉の変以降の播磨の情勢については、水野恭一郎氏「赤松氏再興をめぐる二・三の問題」(『国史論集』所収)参照。
- (49) 守護請地は、実際には請地代官として被官層に預置かれるのだが、本所側からみた場合、「被官直預」とは異質のものとして意識されていたのであつて、こゝに当時の守護請の性格が窺えるのである。「被官直預」の方が、本所側にとつては、その代官交替が行い易かつたためである。かゝる代官支配も、こゝでは直務と表現されるのである。
- (50) 建内記文安元年五月廿八日条。文書の理非を軽視し、当知行の有無を重視している山名氏の態度は、かの著名な「山名宗全与或大臣問答事」(塵塚物語卷六)に示された「例」の否定と「時」の優先を主張した言詞と正に共通したものであり、現実肯定の思想である。
- (51) 後宇多院領の系譜をひく吉川上庄は、南朝政権の没落ととも室町將軍の進退下に組み込まれ、万里小路家領として再生したものと思われる。この室町初期頃は、万里小路家にとつては、最も重要な庄園の一つであつた。
- (52) 建内記文安元年五月十四、十八日条等。
- (53) 同右 文安元年五月十八、十九日条等。
- (54) 同右 文安四年九月九日条。